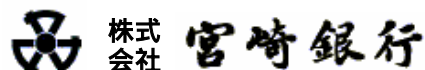


第 124 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月19日

宮崎市橘通東四丁目3番5号



取締役頭取 小池 光 一

中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	55,051	預 金	1,598,918
買入金銭債権	4,485	譲渡性預金	69,414
商品有価証券	96	コールマネー	11,091
金銭の信託	5,922	借 用 金	205
有 価 証 券	530,735	外 国 為 替	26
貸 出 金	1,154,828	社 債	15,000
外 国 為 替	1,067	そ の 他 負 債	9,346
そ の 他 資 産	7,810	未 払 法 人 税 等	30
有 形 固 定 資 産	24,234	リ ー ス 債 務	817
無 形 固 定 資 産	1,847	そ の 他 の 負 債	8,499
繰 延 税 金 資 産	22,899	退 職 給 付 引 当 金	6,807
支 払 承 諾 見 返	5,271	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	440
貸 倒 引 当 金	20,518	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	347
投 資 損 失 引 当 金	130	偶 発 損 失 引 当 金	114
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,567
		支 払 承 諾	5,271
		負 債 の 部 合 計	1,720,552
		(純資産の部)	
		資 本 金	10,662
		資 本 剰 余 金	4,762
		資 本 準 備 金	4,737
		そ の 他 資 本 剰 余 金	25
		利 益 剰 余 金	58,156
		利 益 準 備 金	6,473
		そ の 他 利 益 剰 余 金	51,682
		別 途 積 立 金	61,801
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,118
		自 己 株 式	62
		株 主 資 本 合 計	73,518
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,324
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	13
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,868
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	469
		純 資 産 の 部 合 計	73,049
資 産 の 部 合 計	1,793,601	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,793,601

中間損益計算書 〔 平成 20年 4月 1日から
平成 20年 9月 30日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	20,926
資金運用収益	16,658
(うち貸出金利息)	(13,054)
(うち有価証券利息配当金)	(3,361)
役務取引等収益	3,612
その他業務収益	133
その他経常収益	521
経 常 費 用	35,379
資金調達費用	2,767
(うち預金利息)	(2,080)
役務取引等費用	834
その他業務費用	3,923
営業経費	12,448
その他経常費用	15,405
経 常 損 失	14,453
特 別 利 益	97
特 別 損 失	30
税引前中間純損失	14,386
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等調整額	3,204
中 間 純 損 失	11,191

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

その他有価証券のうち、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）をふまえて、当中間期は合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格による場合に比べ、資産の部の「有価証券」が4,592百万円増加、「繰延税金資産」が1,856百万円減少、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」が2,735百万円増加しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年 ~ 50年
その他	2年 ~ 20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,523百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（追加情報）

従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用され、合理的な引当額を計上する体制が整い、前事業年度末より適用可能となったことから、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

なお、前中間期について睡眠預金払戻損失引当金を計上する方法によった場合、「その他経常費用」は62百万円、「特別損失」は348百万円それぞれ増加し、「経常利益」は62百万円、「税引前中間純利益」は411百万円それぞれ減少いたします。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であり、当該ヘッジを適用していたものの残存期間に応じ平成15年度から残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は22百万円（税効果額控除前）であり、繰延ヘッジ利益（同前）はありません。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は812百万円、「その他負債」中のリース債務は817百万円それぞれ増加しております。なお、経常損失及び税引前中間純損失に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 323百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,597百万円、延滞債権額は28,571百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,381百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,550百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,908百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	43 百万円
有価証券	44,027 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	5,361 百万円
-----	-----------

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券 46,497 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 360 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,896 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 364,541 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 27,028 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 750 百万円

12. 社債は、劣後特約付社債 15,000 百万円であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,287 百万円あります。

14. 1 株当たりの純資産額 498 円 43 銭

15. 単体自己資本比率（国内基準） 9.42%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 5,364 百万円、貸倒引当金繰入額 8,119 百万円及び株式等償却 1,539 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり中間純損失金額 76 円 35 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	639	644	5
その他	4,485	4,437	47
合計	5,124	5,081	42

(注)時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	28,030	29,195	1,164
債券	428,149	426,213	1,936
国債	228,146	226,950	1,195
地方債	48,447	48,659	212
短期社債	-	-	-
社債	151,556	150,603	953
その他	73,535	69,091	4,443
合計	529,715	524,500	5,215

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)をふまえて、当中間期は合理的に算定された価額によっております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、3,888百万円(うち、株式1,538百万円、外国証券2,349百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式	105
子会社・子法人等出資証券	217
その他有価証券	
非上場株式	527
非上場社債	3,287
出資証券	1,675

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	10,802 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,752
減価償却費損金算入限度額超過額	1,463
有価証券有税償却額	3,799
その他有価証券評価差額金	2,108
退職給付信託設定額	2,016
繰越欠損金	2,756
その他	1,411
繰延税金資産小計	27,110
評価性引当額	3,602
繰延税金資産合計	23,508
繰延税金負債	
その他	608
繰延税金負債合計	608
繰延税金資産の純額	22,899 百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

宮銀ビルサービス(株)

宮銀ビジネスサービス(株)

宮銀スタッフサービス(株)

宮銀コンピューターサービス(株)

宮銀リース(株)

宮銀ベンチャーキャピタル(株)

宮銀保証(株)

宮銀カード(株)

非連結の子会社及び子法人等 1社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、いずれも9月末日であります。

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	55,206	預 金	1,594,853
買 入 金 銭 債 権	4,485	譲 渡 性 預 金	69,414
商 品 有 価 証 券	96	コールマネー及び売渡手形	11,091
金 銭 の 信 託	5,922	借 用 金	6,107
有 価 証 券	531,711	外 国 為 替	26
貸 出 金	1,149,441	社 債	15,000
外 国 為 替	1,067	そ の 他 負 債	13,140
リース債権及びリース投資資産	9,715	退 職 給 付 引 当 金	6,864
そ の 他 資 産	12,544	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	459
有 形 固 定 資 産	24,437	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	347
無 形 固 定 資 産	1,908	偶 発 損 失 引 当 金	114
繰 延 税 金 資 産	23,391	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,567
支 払 承 諾 見 返	5,271	支 払 承 諾	5,271
貸 倒 引 当 金	22,530	負 債 の 部 合 計	1,726,260
投 資 損 失 引 当 金	130	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	10,662
		資 本 剰 余 金	4,763
		利 益 剰 余 金	58,543
		自 己 株 式	62
		株 主 資 本 合 計	73,906
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,324
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	13
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,868
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	469
		少 数 株 主 持 分	2,842
		純 資 産 の 部 合 計	76,279
資 産 の 部 合 計	1,802,540	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,802,540

中間連結損益計算書 { 平成 20年 4月 1日から
平成 20年 9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	24,536
資 金 運 用 収 益	16,699
(うち貸出金利息)	(13,091)
(うち有価証券利息配当金)	(3,366)
役 務 取 引 等 収 益	3,602
そ の 他 業 務 収 益	3,724
そ の 他 経 常 収 益	510
経 常 費 用	39,531
資 金 調 達 費 用	2,774
(うち預金利息)	(2,075)
役 務 取 引 等 費 用	834
そ の 他 業 務 費 用	6,590
営 業 経 費	12,862
そ の 他 経 常 費 用	16,470
経 常 損 失	14,994
特 別 利 益	97
特 別 損 失	30
税金等調整前中間純損失	14,928
法人税、住民税及び事業税	218
法人税等調整額	3,344
少数株主損失	627
中間純損失	11,174

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

その他有価証券のうち、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)をふまえて、当中間連結会計期間は合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格による場合に比べ、資産の部の「有価証券」が4,592百万円増加、「繰延税金資産」が1,856百万円減少、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」が2,735百万円増加しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年 ~ 50年

その他 2年 ~ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,523百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(追加情報)

従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用され、合理的な引当額を計上する体制が整い、前連結会計年度末より適用可能となったことから、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

なお、前中間連結会計期間について睡眠預金払戻損失引当金を計上する方法によった場合、「その他経常費用」は62百万円、「特別損失」は348百万円それぞれ増加し、「経常利益」は62百万円、「税金等調整前中間純利益」は411百万円それぞれ減少いたします。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であり、当該ヘッジを適用していたものの残存期間に応じ平成15年度から残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 22 百万円(税効果額控除前)であり、繰延ヘッジ利益(同前)はありません。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ取引を行っておりません。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成 19 年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したもとしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」は 9,715 百万円増加、「有形固定資産」は同額減少しております。なお、経常損失及び税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。

また、従来、リース資産の取得及び売却等に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の取得による支出」、「有形固定資産の売却による収入」及び「無形固定資産の取得による支出」に含めて計上しておりましたが、当中間連結会計期間から、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しております。なお、これによる中間連結キャッシュ・フロー計算書に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く) 218 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 11,484 百万円、延滞債権額は 29,157 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,476 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 47,117 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,948百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	44,027百万円
リース投資資産	5,452百万円
預け金	43百万円
その他資産	672百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,361百万円
借入金	4,500百万円

なお、上記のリース投資資産5,452百万円は、利息相当額を含んでおります。

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券46,497百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は361百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、383,754百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが380,400百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 27,251百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 750百万円

12. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,287百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 501円07銭

15. 連結自己資本比率(国内基準) 9.61%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却5,364百万円、貸倒引当金繰入額9,182百万円及び株式等償却1,539百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純損失金額 76円24銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	639	644	5
その他	4,485	4,437	47
合計	5,124	5,081	42

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	28,030	29,195	1,164
債券	429,131	427,194	1,937
国債	229,128	227,932	1,196
地方債	48,447	48,659	212
短期社債	-	-	-
社債	151,556	150,603	953
その他	73,535	69,091	4,443
合計	530,698	525,482	5,215

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)をふまえて、当中間連結会計期間は合理的に算定された価額によっております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,888百万円(うち、株式1,538百万円、外国証券2,349百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
非連結子会社・子法人等出資証券	218
その他有価証券	
非上場株式	531
非上場社債	3,382
出資証券	1,458

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。